

第25回保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議・専門作業班合同会議

厚生労働省 医政局 参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）付医療情報室

1. CA鍵更新期限の延期およびCA鍵更新の規則追加

審議事項 1 : CA鍵の延期可否、延期期間について

審議事項 2 : キーセレモニーにおける立会人について

審議事項 3 : 鍵更新延期に伴う規則改定

2. 認証局準拠性審査実施（日医・日薬・ルート）について

審議事項 4 : 審査班の指名

3. HPKIのマイナンバーカード活用

審議事項 5 : マイナンバーカード活用開始に伴うポリシー改定

審議事項 1 : CA鍵の延長可否、延長期間について

非公表

非公表

審議事項 3 : 鍵更新延期に伴う規則の改定

ポリシー改訂箇所

6.3.2に赤字部分を追記したく審議お願い致します。

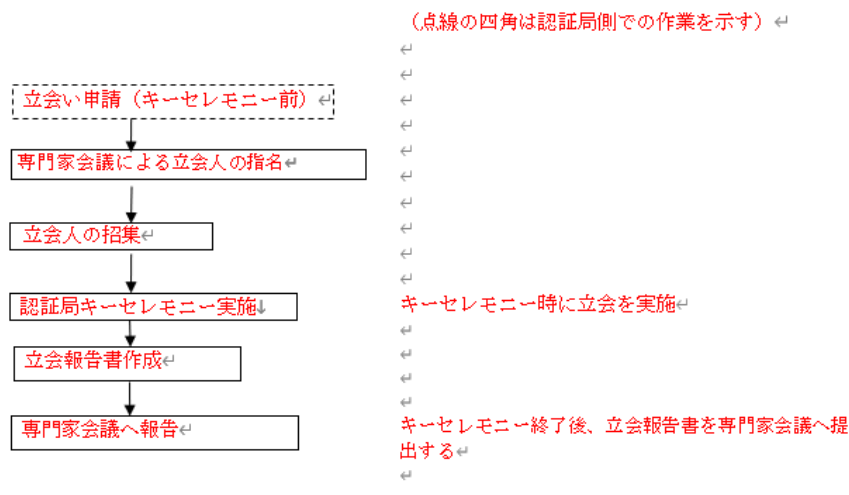
6.3.2 公開鍵証明書の有効期間と鍵ペアの使用期間

CA 公開鍵証明書の有効期間は 20 年を越えないものとし、その私有鍵の使用は 10 年を越えないものとする。ただし、10年の私有鍵有効期間を延長する必要がある場合にはHPKI認証局専門家会議の承認を得て、最大1年の範囲において必要な期間に限り延長することができる。

規則改訂箇所

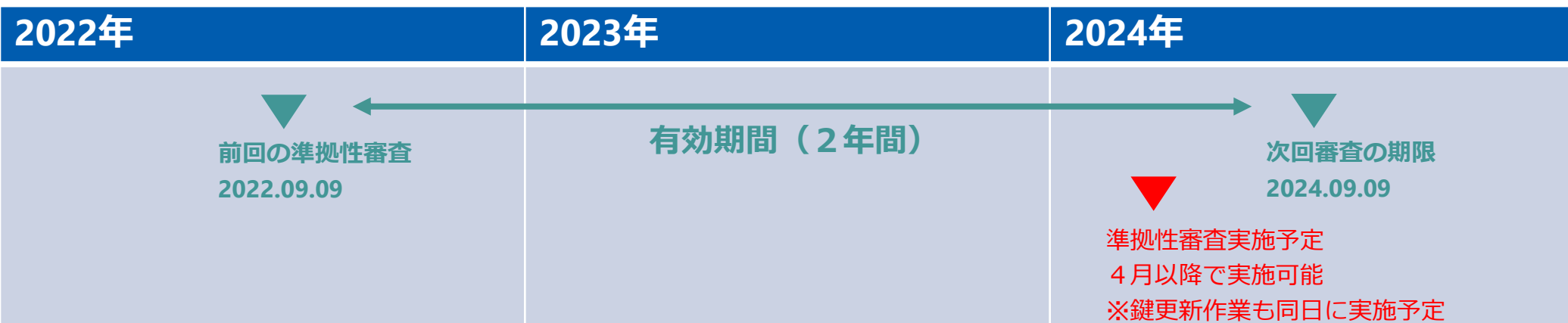
- ・ 鍵更新の手順を追加
(資料3-1,3-2参照)

CA鍵更新手順



審議事項 4 : 審査班の指名

日医認証局・日薬認証局・ルート認証局の有効期間は2024年9月
今回は鍵更新と同日に認証局準拠性審査を実施予定（現時点では4月を予定）



審議事項 4 : 審査班の指名

審査班として下記2名にご対応を依頼させていただきたく審議お願い致します。

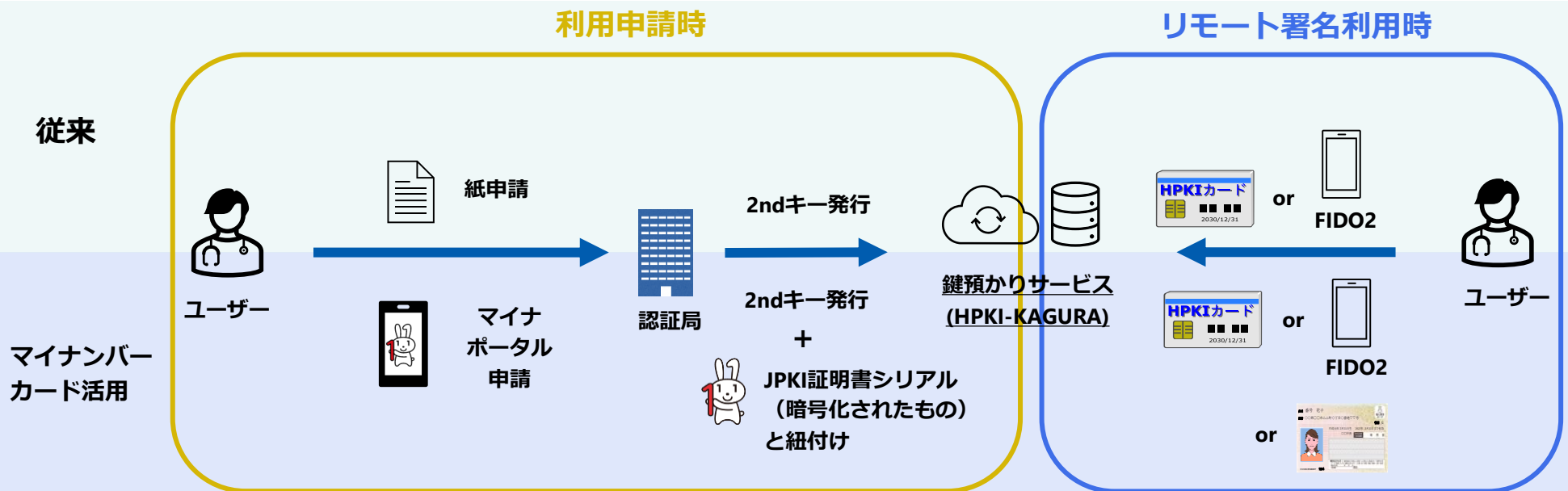
丸山 満彦	PwCコンサルティング合同会社 パートナー
六川 浩明	内幸町国際総合法律事務所 弁護士

HPKIのマイナンバーカード活用（概要）

HPKIのマイナンバーカード活用として下記2点の運用開始を予定しております。

- ◆ マイナポータル経由での利用申請
- ◆ リモート署名サービスの媒体としてマイナンバーカードの追加

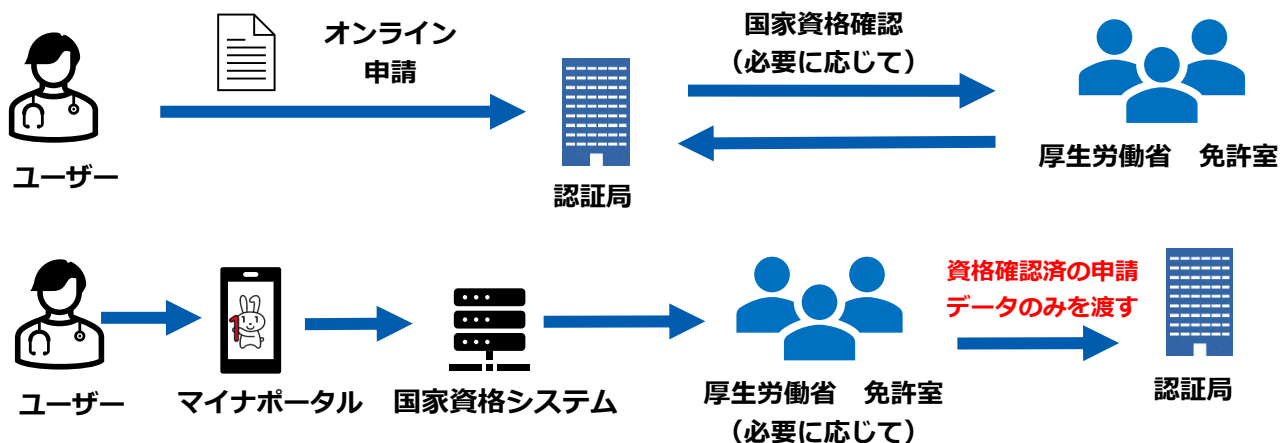
※マイナンバーカード活用はサービスの追加であるため、従来の申請方法、利用方法も継続されます



マイナポータル利用申請時の現行との差異

マイナポータル経由の利用申請は国家資格確認のタイミングが変更になります。

利用申請時の国家資格確認フロー



	資格確認者	確認方法	その他
従来	認証局	認証局が申請書類（免許写し等）で資格情報を確認	必要に応じて厚労省免許室へ問い合わせして確認
マイナポ	国家資格システム（厚労省）	国家資格システムで資格確認された申請データのみを認証局が受領	資格情報に関する申請で不備があった場合は厚労省免許室で確認対応

審議事項 5 : マイナンバーカード活用開始に伴うポリシーの改定

ポリシーに赤字部分を追記したく審議お願い致します。

ルート認証局運用管理規定、署名用証明書ポリシー、認証用（人）証明書ポリシー

【問い合わせ先】

窓口：厚生労働省 医政局 参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）付医療情報室参事官室

署名用証明書ポリシー、認証用（人）証明書ポリシー

3.2.3 個人の認証

<オンラインの場合>

証明書を申請しようとする個人は、認証局の定める手続きに従い、公的個人認証サービスを利用した申請者個人の電子署名、保健医療福祉分野PKI認証局の発行する署名用証明書を用いた電子署名、若しくはそれに準じた電子署名を提供することにより、実在性及び本人性及び申請者個人の申請意思、**国家資格情報を含んだ証明書を申請する場合はその資格**を立証しなくてはならない。

なお、公的個人認証サービス、保健医療福祉分野PKI認証局の署名用証明書等による電子署名は、当該本人しか実行できないことから、電子署名の提供によりこれらの意思を立証したものとみなされる。

審議事項 5 : マイナンバーカード活用開始に伴うポリシーの改定

ポリシーに赤字部分を追記したく審議お願い致します。

署名用証明書ポリシー、認証用（人）証明書ポリシー

4.1.2 申請手続及び責任

3. オンライン

本人若しくは代理人が登録局にオンラインで「3.2.3 個人の認証」及び認証局の定めるデータを送付することにより利用申請を行う。

なお、代理人による申請の場合には、必要なデータに加え、本人による委任及び本CP「3.2.3 本人の認証」に準じた代理人の本人性が識別可能な措置を講じるものとする。

4.2.1 本人性及び資格確認

本人性及び資格の確認については、それぞれ以下の方法により実施する。なお、オンラインによる場合は、全ての確認手順に亘り電子的手法により実施され、認証局が公的個人認証サービス、署名用保健医療福祉分野PKI、若しくはそれに準じたサービスを利用することを想定したものである。したがって、全ての手順が電子的手法で実施できない場合は、他の方法との組み合わせにより、確実な本人性、実在性、申請意思及び資格確認を実施しなくてはならない。

2. 国家資格を有する者への証明書発行

(3) オンラインの場合

登録局からオンラインに**よ**り**ま**で**資**格**原**本**を**保有**す**る**国**家**資**格**発**行**・**管**理**機**関**~~若しくは又はそれに代わる相当する~~台帳を**公**的に備えた機関に問い合わせを実施して、**国**家**資**格**発**行**機**関**か**ら申請者の国家資格保持の有無について回答を得る。**た**だ**し**、**あ**ら**か**じ**め**資**格**原**本**を保有する**国**家**資**格**発**行**・**管**理**機**関****又**は**そ**れ**に**相**当**す**る**台帳を**公**的に備えた機関が、申請者の本人性、実在性、申請意思とともに国家資格の保持を立証した情報を受け取れる場合は、それらが立証された申請として**取**り**扱**って**差**し**支**え**な**い。国家資格発行・管理機関等**に**よ**り**の**オ**ン**ラ**イ**ン**による**の**資**格**確**認**手**段**が**提**供**さ**れ**て**~~い~~**な**い**利**用**で**き**な**い場合は、持参若しくは郵送と同等の資格確認を実施する。なお、確認に用いた証明書等は、登録局で保存年限を定めて保存しておくものとする。

※登録局の定義はポリシー1.3.2の通り

1.3.2 登録局

登録局は、適切な申請者の本人確認、登録の業務を行い、発行局への証明書発行要求を行う。なお、証明書登録の業務は、発行、失効を含む。

但し、登録局は認証局の運営主体で定めるCPSの遵守及び個人情報情報の厳正な取り扱いを条件に、契約等を取り交わすことで業務の一部を外部に委託することができる。